

法制審議会－刑事法（再審関係）部会 ヒアリング資料

弁護士 田辺 泰弘

1 総論的な意見

[参考判例（要旨）]

▶最高裁平成29年3月31日決定（裁判所時報1673号127頁）

当時の妻の証人尋問や請求人の本人尋問等を行わないまま、当時の妻の陳述書の信用性は相
当に高いなどと評価し、同陳述書等の新証拠を基にすると、当時の妻の従前の供述や請求人の
捜査官に対する自白は信用するに足りるものとはいえないと断定して、新証拠が請求人に対し
無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たると判断した原審の手續には、新証拠の信用性、とり
わけ同陳述書の作成経緯・過程の吟味を怠った点において、審理不尽の違法があるといわざる
を得ない。

▶最高裁平成29年12月25日決定（判例タイムズ1454号40頁）

即時抗告審の証人尋問におけるAの供述は、曖昧で覚えていないと述べるところが多く、主
要な点で、Aの陳述書の内容を再現できておらず、また、確定審から供述を変更した経緯につ
いて、同陳述書と異なる内容を述べ、同陳述書の作成過程についても曖昧な供述に終始してお
り、同陳述書が真にAの記憶に基づき作成されたものかについて大きな疑問を抱かせるものと
いわざるを得ない。

Aの陳述書等の新証拠が、請求人に対し無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとした原
判断には、刑訴法435条6号の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。

2 各論的な意見

- (1) 再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び
謄写に関する規律等
- (2) 再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止
- (3) 再審請求に係る決定に対する不服申立期間の延長

3 結びに

以 上